

第43回 日本SC全国大会「SCビジネスフェア2019」協賛申込書

当社は、裏面に記載の協賛契約規約を遵守することに同意して、第43回日本SC全国大会「SCビジネスフェア2019」の特別協賛を申し込みます。

申込日：2018年 月 日

協賛社名は必ず正式社名をご記入ください。	
協賛社名	フリガナ

申込責任者 会社名／部署／役職／氏名 (印)	
申込担当者 (協賛に関する事務的な連絡をさせていただきます)	
会社名：	部署：
役職：	氏名：
住所：〒	—
TEL： ()	FAX： ()
e-mail：	@

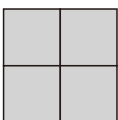
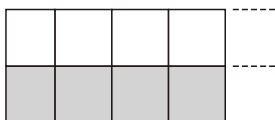
■特別協賛プラン ※各協賛プランのメニューは特別協賛案内をご参照ください。
お申し込みになる協賛プランに、チェックしてください。

チェック欄	協賛プラン	料金 (税込み)	
		会員	会員外
<input type="checkbox"/>	プラチナ	1,000万円	1,300万円
<input type="checkbox"/>	ゴールド	500万円	650万円
<input type="checkbox"/>	シルバー	300万円	390万円
<input type="checkbox"/>	ブロンズ	100万円	130万円

※「プラチナ」協賛プランは1社とさせていただきます。

■出展小間の形状について (プラチナのみ)

ご希望の小間の形状に、チェックをしてください。

<input type="checkbox"/> 4小間「四角形タイプ」	<input type="checkbox"/> 4小間「横並びタイプ」
小間の形状  *4小間分のスペース渡しとなります。	横並びタイプ  *基本小間仕様となりシステムパネルがつけます。

※小間の造作規定等につきましては出展者説明会でご案内させていただきます。

■協賛申込締切日 2018年9月20日(木)

■お問合せ・協賛申込書送付先

一般社団法人 日本ショッピングセンター協会 SCビジネスフェア2019 事務局

〒112-0004 東京都文京区後楽1-4-14 後楽森ビル15階

TEL.03-5615-8526 / E-mail biz_fair2019@jcsc.or.jp

第43回日本SC全国大会「SCビジネスフェア2019」協賛契約規約

1. 協賛資格

協賛社はSCビジネスフェア2019に出展する企業あるいはシンポジウム・セミナーの講演企業で、主催者が定めるイベント趣旨に合う製品、サービスを提供する会社、団体、その他の事業体に限定され、主催者は製品等がイベントに適するか否かを決定する権利を有します。なお、本規約にある「主催者」とは、一般社団法人日本ショッピングセンター協会を指します。

2. 申し込み及び支払期限

本申込書の主催者受理をもって契約成立とします。ただし、主催者は、申込内容が本イベント趣旨や協賛契約対象に適さないと判断した場合に、契約を取り消すことができるものとします。契約後、主催者にて請求書を送付しますので、原則として契約日より1ヵ月以内に申込プラン料金を主催者指定の銀行口座へお振り込みください。なお、振込手数料は協賛社が負担するものとします。

3. 解約

- (1) 協賛契約の成立後は、協賛社からの協賛契約の解約は原則として認められないものとします。
- (2) 前項にかかわらず、協賛社がやむを得ない理由により、申込プランの全てまたは一部を解約する場合は、主催者に対し、その理由などを明記した書状または電子メールによる解約通知を送付し、主催者の承諾を得るものとします。その際、次の解約料を申し受けます。

協賛申込書を主催者が受理した日をもって協賛契約日とし、

- ①協賛契約日から2018年9月28日までは申込プラン料金全額の30%（消費税込）。
- ②2018年9月29日以降は申込プラン料金全額（消費税込）。

4. 禁止事項

(1) 協賛契約の譲渡

協賛社は、いかなる第三者に対しても、協賛契約の一部あるいは全部を譲渡することはできません。

(2) 別会場への誘導を目的とした協賛の利用

協賛社が、本イベント会場以外の場所で行う製品の展示やセミナーなどへの誘導を目的とする協賛の利用はお断りします。

5. 写真撮影・ビデオ撮影

展示ホールの自社小間以外の撮影は禁止です。ただし、主催者から特別に許可を得た場合を除きます。

6. 出展規定

プラチナ協賛社の「SCビジネスフェア2019出展小間」については、通常出展者と同様に「出展募集のご案内」に記載された『出展規約』が適用されます。装飾方法、展示方法等は、主催者の提供する「出展マニュアル」に規定され、協賛社はこれに従わなければなりません。

7. 安全性

協賛社は、展示会場に適用される防火および安全に関わるすべての規則、法規を厳守しなければなりません。

8. 損害責任

- (1) 主催者は理由の如何を問わず、協賛社およびその従業員または関係者が、小間を使用することによって発生した、人及び物品に対する傷害、損害等に対して一切の責任を負いません。
- (2) 協賛社は、その従業員または関係者の不注意その他によって生じた、イベントの建築物または設備に対する一切の損害について、ただちにその損害を賠償するものとします。

9. 展示会の中止

主催者が主催者の都合によってイベントを中止し、協賛社が申込プランの内容を実行できなくなった場合には、主催者は協賛社に対して、開催残余日数を基準として、日割計算した申込プラン料金の払い戻しを行う以外、一切の責任を負いません。主催者は、直接的にも間接的にも、自然災害の要素に帰すべき、あるいは、第三者の命令または指示に帰する損害を協賛社が被ることに責任を負いません。

10. 紛争解決

本規約に規定されていない事項や解釈上の疑義については、主催者と協賛社とで誠意をもって協議を行い、これを解決するものとします。

11. 準拠法および合意管轄

本規約ならびに協賛契約は日本国の法律に準拠するものとし、これらに基づく訴訟については、主催者の本社所在地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

以上